

## 平成30年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成30年3月27日(火) 午前10時00分～午前11時16分

○ 場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○ 出席者

教 育 長 首 藤 修 一

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 駒 田 真 由 美

委 員 堀 俊 一

事 務 局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 水田 広茂

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校教育課長 森田 大輔 保健給食課長 西尾 浩樹

教育センター長 吉川 弘美 コミュニティ推進課長 加藤 久隆

生涯学習課長 後藤 勝義 ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第5号 守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第5号「守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則案」につきまして説明をさせていただきます。

本市におきましては、平成26年度から学校間連携を軸とした一貫した中学校区教育及び育ちを支える教育コミュニティづくりを柱とし、小中一貫教育を進めているところであり、今後さらにその取り組みを充実させるとともに、新学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域住民等の意見を学校運営に反映させ、学校、家庭、地域の協働による教育活動をより一層推進するべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める学校運営協議会を設置しようとするものでございます。

その設置に当たり、必要な事項等を定めるため、本規則案を御審議いただき、御決定いただきたく存じます。

次に、主な内容につきまして説明させていただきます。

第3条では、協議会の設置について定めております。

第4条では、学校運営に関する基本的な方針の承認について定めております。

第5条では、学校運営等に関する意見の申出について定めております。

第6条では、学校運営等に関する評価について定めております。

第7条では、住民の参画の促進等のための情報提供について定めております。

第8条では、委員の委嘱について定めております。

第9条では、委員の任期について定めております。

続いて、第13条では、協議会の会議について定めております。

第15条では、委員の研修について定めております。

なお、施行日につきましては、平成30年4月1日としております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○委員 第3条の設置について、保護者や生徒及び地域の方に、どのように意見を聞いていくのかということと、この案で例えば、今後のところの丸2つ目のところに、学校運営協議会のもとに、支援部会、生活部会、文化・スポーツ部会、広報部会を置くと思いますが、20名の委員の中からこの部会の代表者を決めるのか、その辺の背景を少し教えていただきたい。

○事務局 まず、第3条の3項につきましてでございますが、学校運営協議会の設置にあたりましては、保護者、地域の皆様方の御理解を得て円滑に進めていくことが必要でありますことから、この学校運営協議会の意義等につきましても、地域の実情に応じ丁寧な説明を行いながら、御意見等も頂戴しつつ進めていきたいと考えているところでございます。

引き続き、部会のほうでございますが、この学校運営協議会委員につきましては、あくまでも学校運営について協議する委員ということでございますので、実際に学校支援活動をしていただく部会におきましては、さまざまなボランティアの方々には御協力いただきながら学校を支えていただくものと考えているところでございます。

なお、部会の御代表の方には委員となって円滑に進めていただくように考えているところでございます。

○事務局 第3条の保護者及び地域住民等の意見についてでございますが、具体的には平成32年度に全市展開を目指しておりますので、平成30年度につきましては、まず、さつき学園でスタートを切らしていただきますが、並行しまして、各学校長等から各地域の状況等の把握をさせていただきたいと思っております。

その後、平成31年度にしっかりとPTAや各地域の会議におきまして資料等も作成して説明するとともに、その場でいろいろな御意見等もいただきながら各校の実態に応じた設置を進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどの各4つの部会のことをございしましたが、こちらはあくまでさつき学園での部会ということで、基本的にはボランティアで構成されるものでございますが、こちらについても各校区の実態に応じた部会の設置ということになっていくということも御承知いただけたらと思います。

○委員 平成30年度から、さつき学園において学校運営協議会を設けるということでございますが、年に何回ぐらいその協議会を開催されるのか、その予定をお伺いできたらと思います。

○事務局 協議会の開催回数につきましては、年間5回を想定しております。まず、1回目は学校経営方針についての説明と承認、並びに年間計画作成。2回目におきましては、学校支援活動について御協議いただこうと想定しております。

また、第3回目につきましては、評価についての協議。

4回目につきましては、報告及び学校運営について。

5回目におきましては、年度末の学校評価について協議いただくとともに、来年度の学校運営方針について協議いただくことを予定しております。

○委員 PTAもあると思いますが、そちらとの連携というか情報共有はどのように行うのかを教えてください。

○事務局 PTAとの連携でございますが、まず学校運営協議会の委員には、基本的にはPTAの代表の方を委員の一人として、全ての校区での想定をしております。また、この学校運営協議会の情報発信というのは今後、非常に重要なものであると思われまので、広報誌等を通じさまざまな議論の内容や、活動を積極的に周知してまいりたいと考えております。

○委員 今ある連推協や学校支援地域本部、学校評議員制度を今後一本化していくという形だと思いますが、これには、委員の任期が原則6年を超えて在任することはできないと書いてありますが、最初はおそらく地域のいろいろな方達も入られると思いますが、例えば、スポーツとか指導されてる方がなかなか変わっていかないという現状もあります。

最初の6年間はすごくスムーズに行くと思いますが、連推協もそうだったのですが、初めはいろんな福祉委員の方や保護者の方など、いろんな方がいらして人数が多かったんですけども、皆さんも忙しく、もう連推協も今はほとんど半分ぐらいしか来てない地域もあるので、これで会議の意味があるのかなど。年3回ぐらいしてたのが2回になり、今は1回しかないような状況が現状あるので、コミュニティ・スクールになってもそういうふうになるのではないのかと少し懸念はありますが、そこは教育委員会がバックアップしてその協議会がきちんと運営できるように、どのようなフォローをされていくのかを教えていただけないでしょうか。

○事務局 教育委員会といたしましては、学校運営協議会にはオブザーバー的には参加させていただこうと思っており、その取組みについても指導助言をしてまいりたいと考えております。

なお、委員の人材確保につきましても、さまざまな先進市の取組み等も踏まえて考えているところがございますが、原則6年と定めているところがございます。さまざまな方々にこの学校運営協議会に入っていただいて御意見等いただくことが、やはり重要であると考えておりますので、人材確保についても市教委としても指導助言してまいりたいと思っております。

○事務局 今御指摘のございました後継者の確保というのは、各全ての地域でも課題の一つとして挙がっております。

まず、現在の組織を一本化していくということも、一人一人の負担減にもつながっていくかと考えております。

また、この学校運営協議会が目指すものとしましては、もちろん学校教育の充実、学校支援活動の充実でございますが、特にこの支援活動の充実をさせていただくことで、そこにかかわっていただく方々、御自身にもやりがいを感じていただけるような、そういう魅力的な活動ということは必要であると思っております。教育委員会としましてはそういうふうに各校区の学校運営協議会が軌道に乗るまでは関わらせていただきながら、一緒にいろいろ考えてまいりたいと考えております。

○事務局 委員からの御指摘があった周知の方法ですけれども、それにつきましては学校だよりや大きな広報ではなくても、そういったところでしっかりと保護者の方にも周知ができ、地域の方にも周知ができるというふうに考えております。今、連推協等の実態等の話もありましたけれども、これも特別職の公務員という形でしっかりと委嘱をして任命を行いますので、責任の度合いもまず変わってくるかと考えております。なおかつ2年という任期で、それが更新が6年できるというそういったところでは、しっかりとその部分

で状況を把握した上で、目的がありますのでそれに沿えるように委員会としても支援をしていきます。

○委員 任期のときに、6年を超えてはできないと書いてあるけれども、原則っていう言葉を先程の説明でつけられましたが、実際問題として、例えばさつき学園のように9年間という学校もあるわけですね。そういう中で、6年はもうこれは超すことができないものなのか、あくまでも原則であり超えるのも場合によってはありますよという含みがあるのかというところを説明の補足をお願いします。

○事務局 6年の原則ということにつきましては、どうしても適任者等が見つからない等のケースも想定し、原則という文言を追記させていただいてるところでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

○ 審議内容

#### **議案第6号 守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案**

##### **【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第6号「守口市立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則案」につきまして説明させていただきます。

今回の規則の一部改正でございますが、三郷小学校と橋波小学校の統合校であるさくら小学校、並びに寺方小学校と南小学校の統合校である寺方南小学校が平成30年4月に開校することに伴い、さくら小学校及び寺方南小学校の通学区域を定め、市立樟風中学校の通学区域をさくら小学校及び寺方南小学校の通学区域として定めるものでございます。

主な改正内容でございますが、別表の1の小学校の通学区域の表中、守口市立三郷小学校、守口市立寺方小学校、守口市立橋波小学校、守口市立南小学校の項を削除し、守口市立よつば小学校の次に守口市立さくら小学校の通学区域を追加し、守口市立さくら小学校の次に守口市立寺方南小学校の通学区域を追加いたします。

さくら小学校の通学区域につきましては、三郷小学校と橋波小学校の通学区域を合わせたもの。寺方南小学校の通学区域につきましては、寺方小学校と南小学校の通学区域を合わせたものとしたしております。

次に、別表の2の中学校の通学区域の表中、守口市立樟風中学校の通学区域の守口市立三郷小学校、寺方小学校、守口市立橋波小学校及び守口市立南小学校の通学区域を守口市立さくら小学校及び守口市立寺方南小学校の通学区域と改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして平成30年4月1日からと規定しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第7号 守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則案**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、議案第7号「守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則等の一部を改正する規則案」につきまして説明させていただきます。

当該規則でございますが、平成30年4月より守口市立幼稚園が閉園すること及び市長部局の機構改革に伴い、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正、守口市教育委員会公印規則の一部改正、守口市教育センター条例施行規則の一部改正及びもりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部改正の計4本をまとめて改正するものでございます。

まず、守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則についてでございますが、第2条において、教育委員会の権限に属する事務を市長部局に補助執行していましたが、公立幼稚園の閉園に伴い、総務部人事課及び子ども部保育・幼稚園課に補助執行している幼稚園の権限の事務について削除いたします。

また、市民生活部スポーツ青少年課に補助執行をしている事務については、機構改革に伴い当該課の所掌事務を引き継ぐ市民生活部コミュニティ推進課及び市民生活部生涯学習・スポーツ振興課にそれぞれ補助執行いたします。

内容につきましては、第2条第1項において、社会教育関係団体、青少年の健全育成に係るものに限る事務を市民生活部コミュニティ推進課に補助執行いたします。

同条第2項において、市民生活部生涯学習課の課名を市民生活部生涯学習・スポーツ振興

課に改め、学校管理課所管に属するもの以外の学校の目的外使用に関する事務を追加いたします。

第3条の専決事項ですが、公立幼稚園の閉園に伴い、総務部長及び人事課長、並びにこども部長及び保育・幼稚園課長の専決事項を削除し、市民生活部長、コミュニティ推進課長及び生涯学習スポーツ振興課長の専決事項を規定しております。

第4条の協議につきましても、公立幼稚園の閉園に伴い、総務部長、こども部長の文言を削除しております。

次に、守口市教育委員会公印規則の一部改正に移らせていただきまして、全ての幼稚園の閉園に伴い、別表第1及び別表第2中の幼稚園の印の項について削除いたします。

次に、守口市教育センター条例施行規則の一部改正につきまして、全ての公立幼稚園が閉園することと、「めざす守口の教育」の就学前から義務教育終了までの教育を円滑に接続し、子ども達の学ぶ意欲の向上や学力向上、たくましく生きるための健康や体力の向上、いじめを許さないなど、豊かな心の教育の充実に取組むという教育理念に基づき、第5条第2項で規定している研究員について、守口市立幼稚園の園長及び教員を守口市立認定こども園の園長及び保育教諭に改めます。

最後に、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部改正につきまして説明いたします。

市長部局の機構改革に伴い、第9条の生涯学習課長を生涯学習・スポーツ振興課長に改めます。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして平成30年4月1日とするものです。

以上、まことに簡単な説明ですが、御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

#### 議案第8号 守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第8号「守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案」につきまして説明させていただきます。

施設の電気工作物の設置につきましては、電気事業法の規定により保安規定を定めなければならないとされており、教育委員会の施設におきましても電気工作物保安規定を定めています。

今回の改正でございますが、平成30年4月より三郷小学校、橋波小学校の統合校であるさくら小学校及び寺方小学校、南小学校の統合校である寺方南小学校を開校すること、並びによつば小学校の新校舎を供用開始することに伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、第2条の表中、守口市立三郷小学校、守口市立寺方小学校、守口市立橋波小学校、守口市立南小学校の項を削除し、守口市立よつば小学校の位置を改め、守口市立よつば小学校の次に守口市立さくら小学校、守口市立寺方南小学校を追加し、守口市立さつき学園の次に旧守口市立三郷小学校の項を加えます。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして平成30年4月1日とするものです。

以上、まことに簡単な説明ですが、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いいたします。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

○ 審議内容

#### 議案第9号 守口市教育財産の処分の申出について

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、議案第9号「守口市教育財産の処分の申出について」説明申し上げます。

このたびの教育財産の処分の申出につきましては、申し出内容案でございますとおり、平成30年4月に寺方小学校と南小学校の統合校である寺方南小学校が開校すること、また、同時期によつば小学校の新校舎が落成することによりまして、寺方小学校、南小学校、並びに旧守口市立東小学校敷地にある現よつば小学校の供用が終了いたします。

あわせて、平成30年4月に金田保育所、大久保保育所及びおおくぼ幼稚園の統合園である守口市立にじいろ認定こども園が開園することにより、おおくぼ幼稚園は3月末をもって閉園となります。

以上の3校1園につきましては、今後、教育財産として利用する予定はないことから、



守口市へ移管するため、教育財産の処分を申し出ようとするものでございます。

なお、参考といたしまして、対象校、園を太線で明示させていただいております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第10号 平成30年度『めざす守口の教育』（案）について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、平成30年度「めざす守口の教育」（案）について説明をさせていただきます。

平成30年度「めざす守口の教育」（案）につきましては、先日の2月教育委員会定例会にて御協議いただいたところではございますが、本日改めて主な変更点等を中心に説明をさせていただきます。

私からは、学校教育に係る変更及び新規挿入部分を中心に説明をさせていただきます。

まず、表紙、目次の後、「めざす守口の教育」の概要として、教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」の実現を効果的に図るため、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育として、学校においては「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」、家庭・地域においては「育ちを支える教育コミュニティづくり」を軸に、5つの基本方針と14の重点項目を掲げております。

変更点としましては、来年度から全ての公立幼稚園が廃園となり、市長部局所管の認定こども園へとなることから、幼稚園を示していた「園」の文言を削除し、「認定こども園等との連携」に変更するとともに、基本方針1の重点項目、「幼児教育の充実」としておりましたものを「就学前教育・保育との連携」へと変更をしております。

続いて36ページでは、教育理念の実現に向けた基本的な考え方を示しております。

続いて、37ページは、平成30年度教育委員会の主要施策について示しており、連携・協働・信頼の視点は継続としておりますが、主要施策の内容を一部変更をしております。主な変更点としましては、1つ目の新しい学校づくりと安全・安心な学校施設整備の推

進において、「現在取り組んでいる新しい学校づくりを引き続きすすめるとともに、学校施設の老朽化対策と小中一貫教育をより一層推進する視点から基本方針の改訂等を行い、よりよい教育環境の改善に努めます。」と変更をしております。

2つ目に、新規追加として、「学校における働き方改革」の推進を掲げ、「新学習指導要領を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていくため、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるよう、学校閉庁日の実施を研究する等。『学校における働き方改革』を進めます。」と記載しております。

3つ目に、義務教育学校を推進役とした「小中一貫教育の更なる充実」としていたものを、「小中一貫教育の更なる充実と学校運営協議会制度の導入」へと改めております。

4つ目の「学力向上の取組みの推進」においては、「統一した授業づくりの視点の設定、9年間の系統的な学習規律の明確化、日々の授業の点検・改善機能を確立等の学校組織で取り組む授業改善に加え」の文言を追加し、組織的に取り組むことを強調しております。

なお、今年度記載しておりますいじめ防止等の取組みの推進は、その体制が一定確立したことから、主要施策からは削除をしております。

38ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目とその具現化のための具体的な取組みを示しております。

学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう、基本方針、重点項目、そして具体的な取組みと構成しております。

基本的な考え方に大きな変更はございませんが、今年度の取組みを検証し、継続して取り組むべき内容、また、新たに取り組むべき内容を示しております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育が推進できるよう、指導方法などの研究・実践にさらに取り組んでいくということが柱となっております。

それでは、主な変更内容等を中心に説明をさせていただきます。

基本方針1、学力を伸ばすでは、児童・生徒一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、新学習指導要領を踏まえ、「重点項目1 学ぶ意欲の向上」を「授業改善の推進」に、「重点項目2 言語活動の充実と言語力の育成」を「学習規律と言語能力の育成」へと変更しております。

リード文では、2行目、基礎的、基本的な知識、技能の習得と思考力・判断力・表現力としていたものを、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判

断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」に変更しております。

また、学力向上に向け、組織的な体制を確立するため、全国学力・学習状況調査等の分析、活用による学習状況の把握、日々の授業での学習評価による指導の改善等を押さえております。

重点項目1、授業改善の推進では、リード文にて「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めることを押さえ、10の具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの主な変更点としましては、リード文への移行や項目の統合に加えまして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、新たに4項目を設定しております。

- ①、研修年間計画に基づいた校内研究の実施。
- ②、教科横断的・異学年（異年齢）交流等による、学習指導の工夫・充実。
- ③、学習評価を活用した指導方法の改善。
- ④、明確な目標のもとで児童・生徒の思考を促し、深め、ふり返る活動を通じた子ども主体の授業づくり、を追加しております。

次に、39ページの重点項目2、学習規律と言語能力の育成では、リード文にて4行目の学校図書館の活用について、「言語活動や探究活動の場としての学校図書館の利活用をすすめます。」との文言に改め、学習規律の確立、育成と関連させながら全ての教育活動での言語活動の充実、読書活動の充実、英語教育の充実を押さえ、8つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みでは、①児童・生徒が安心・集中して学習に取り組める学習集団づくりを追加しております。

次に、重点項目3、自学自習力の育成では、リード文にて生活・学習習慣の確立に向けた家庭への働きかけ、学校での取り組みを押さえ、6つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの3では、「課題に対応した学習冊子」の活用とし、その対象を小学校4年生から中学校2年生及び義務教育学校4年生から8年生に変更をしております。

次に、40ページの重点項目4、支援教育の充実では、リード文にてきめ細かな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立を押さえ、6つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みでは、③障がい種別に応じた指導方法の工夫・改善に「『自立活動』を

取り入れる等」の文言を新たに挿入しております。

次に、大きく変更した重点項目 5、就学前教育・保育との連携では、リード文にて就学前の教育及び保育の重要性と、学校と認定こども園等との連携の推進を押さえ、新たに 3 つの具体的な取組み。

1 つ目に、幼児と児童・生徒との交流を深める工夫。

2 つ目に、合同研修会の開催、就学時の情報共有等による学校と認定こども園等との連携推進などを挙げております。

続いて、4 1 ページからの基本方針 2、心を育てるでは、児童・生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、4 つの重点項目を掲げております。

重点項目 6、人権教育の充実では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成を押さえ、7 つの具体的な取組みを示しております。

次に、4 2 ページの重点項目 7、道徳教育の充実では、リード文にて新たに「特別の教科 道徳」全面実施への対応、指導と評価を一体化させた授業改善等を押さえ、7 つの具体的な取組みを示しております。

新たに、②「道徳の教科書」の効果的な活用・研究、③指導方法の改善に生かす道徳科の評価を追加しております。

次に、4 3 ページの重点項目 8、生徒指導の充実では、リード文にて機能的な校内体制、日頃より子ども理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等を押さえ、10 の具体的な取組みを示しております。

具体的な取組みでは、生徒指導上のさまざまな課題解決のため、新たに中学校区で社会性測定用尺度調査を活用した自己肯定感、自己有用感を高める取組みの推進を掲げております。

次に、重点項目 9、キャリア教育の充実では、リード文にてキャリア教育が目指す方向性を押さえ、3 つの具体的な取組みを示しております。

続いて、4 4 ページからの基本方針 3、命を守るでは、児童・生徒のたくましく生きる健康と体力づくりと安全・安心な環境づくりを図るため、2 つの重点項目を掲げております。

重点項目10、健康・体力づくりの充実では、リード文にて体力向上プランに基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭・地域との連携を押さえ、6つの具体的な取り組みを示しております。

続いて、重点項目11、安全・安心な環境づくりの推進では、リード文にて災害、事件、事故への対応として、危機管理体制、安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携を押さえ、10の具体的な取り組みを示しております。

続いて、45ページからの基本方針4、学校力を高めるでは、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目12、学校経営の改善では、リード文にて明確なビジョンの設定、学校のマネジメント機能の強化、家庭・地域との連携、学校運営の改善等を押さえ、12の具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みでは、教職員の働き方改革を推進するため、⑥会議・行事等の見直しによる業務改善の推進、⑦一斉退庁日の徹底を新たに記載しております。

最後に、46ページ、重点項目13、教職員の資質向上・研修の充実では、リード文にて研究授業の充実、校内研修体制づくりを押さえ、9つの具体的な取り組みを示しております。

続いて、社会教育に係る内容について、説明がございます。

社会教育に係る内容について御説明いたします。

47ページからの基本方針5、生涯学べる社会をつくるでは、本市における生涯学習推進の基本理念を掲げております。

重点項目14、社会教育の振興では、現在の社会環境の変化に伴い、人とのつながりが希薄化している中で、各自の問題解決に向けた自立した個人、他者と協働しながら主体的に地域社会の問題解決を担うことができる地域住民の育成を支援し、各地域のコミュニティとの連携によるきずなづくりと地域の教育力の向上に図られる支援を押さえ、6つの具体的な取り組みを示しております。

以上、簡単な説明ではございますが、社会教育に係る内容を説明させていただきました。

平成30年度「めざす守口の教育」（案）の教育理念、基本方針、重点項目の内容全般を説明させていただきました。

なお、平成30年度予算が3月23日に実施の2月定例会本会議にて確定しております

ことを申し添えさせていただきます。よろしく御協議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。

○ 審議内容

**議案第11号 「守口市学力向上プラン」(案)について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、平成30年度から平成32年度「守口市学力向上プラン」(案)について説明をさせていただきます。

「守口市学力向上プラン」(案)につきましては、先日の2月教育委員会定例会にて御協議いただいたところではございますが、本日、変更事項等も含め、再度説明をさせていただきます。

まず、上段左側には「確かな学力」の3つの要素とともに、新学習指導要領に示されております、育成を目指す「資質・能力」の3点を示しております。

次に、項目ごとに順を追って説明させていただきます。

まず、資料右上、全国学力・学習状況調査から見えてきたことにつきましては、特に顕著な課題等を8点示しております。

これらの点を踏まえ、学力向上に向けた守口の子どもの課題として、学ぶ意欲の向上、言語能力の育成、自学自習力の育成の3点を示し、6点の達成目標を定めております。

本目標の達成に向け、学校の取組みといたしましては、全ての児童・生徒に確かな学力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進と、自学自習力の育成、家庭学習習慣、読書習慣の定着を2本柱とし、取組みがより具体的に進められるよう内容を示しております。

まず、授業改善の推進では、全教職員が共通理解を図りながら研究テーマに沿った授業を行うことが重要であるとの認識のもと大きく3点を示し、それぞれの視点例、取組み例を示しております。

加えまして、それを支えるために組織で取り組む体制を確立することとし、その例を示しております。

続いて、自学自習力の育成では、児童・生徒が主体的・継続的に家庭学習・読書に取り組みめるようにするため大きく4点を示し、それぞれの取組み例を示しております。

加えて、それを支えるために規則正しい生活リズムを確立することとし、その例を示しております。ここでは、2月定例会でいただきました御意見を踏まえ、「新たに身の回りの整理整頓」を追加しております。

続きまして、これらの学校の取組みを支援するための教育委員会の支援として、11点を示しております。

最後に、家庭・地域との連携といたしまして大きく5点示しており、上から1つ目、学校運営協議会の設置に、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組みの文言を新たに追加しております。

以上、まことに簡単な説明でございますが、平成30年度から平成32年度「守口市学力向上プラン」（案）について説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

#### 【審議状況】

○原案通り可決。

#### ○ 審議内容

**報告第1号 守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則**

#### 【説明要旨】

○事務局 それでは、報告第1号「守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則」につきまして説明させていただきます。

本来、規則の改正につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第23号におきまして、教育委員会の議案として提出し、御決定いただくべきところでございますが、時間の関係上委員の召集が困難であったため、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長の臨時代理を行い、本日報告申し上げ、御承認いただくものでございます。

今回の改正でございますが、昨今の目まぐるしい変化に対応し、市民サービスの充実を図るために、教育委員会の内部組織の簡素化を行い、少数精鋭の組織とすること及び全ての守口市立幼稚園が閉園することに伴い、教育委員会事務局の内部組織について改正を行

うものです。

主な改正内容でございますが、第2条において教育委員会各課の係制を廃止するため、各課の係を削除しております。

次に、第5条につきまして、守口市立幼稚園に関する文言を削除し、各課の係を廃止し、事務分掌について整理をさせていただいたものでございます。

なお、施行期日につきましては、附則におきまして平成30年4月1日としております。

以上、まことに簡単な説明ですが、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**【審議状況】**

○原案通り承認。

○ 審議内容

**報告第2号 守口市教育委員会事務局職員の人事異動について**

**【説明要旨】**

○事務局 それでは、報告第2号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」説明申し上げます。

教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第17号におきまして、教育委員会に議案とし提案し、決定いただくべきところでございますが、時間の関係上委員の召集が困難であったため、教育長に対する事務委任規則第3条第2項により、教育長により臨時代理させていただき、平成30年3月23日付で辞令発令いたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものです。よろしく願いいたします。

**【審議状況】**

○原案通り可決。